

平成 23 年度 第 15 回税制調査会議事録

日時：平成 23 年 11 月 8 日（火）18 時 15 分～

場所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

冒頭、一言申し上げます。

前回の本会合におきまして、峰崎参与はじめ複数の委員の方々から、関係団体からヒアリングを実施すべきとの御意見を伺いました。検討させていただきました結果、明日、地方団体及び経団連、税理士会等の関係団体からヒアリングする機会を設けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、要望にない項目及び過去の税制改正大綱において平成 24 年度の検討課題とされた項目に関する審議の第 1 回目として、お手元の次第にありますように 5 項目、1 つ目が総務省による租税特別措置等に関する行政評価の結果報告、2 つ目が固定資産税、3 つ目が国際課税、4 つ目が昨年度の税制改正大綱において検討課題とされていた中小企業者向け租税特別措置の適用実態に関する調査結果の報告、5 つ目が社会保険診療報酬の所得計算の特例措置に係る会計検査院の意見表示結果についての報告をテーマに審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。今の点について御質問、御意見ございますればどうぞ。

○辻厚生労働副大臣

ただいまの中小企業関連税制につきまして、厚生労働省としての意見を申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、我が国の従業者数の約 7 割は中小企業に雇用されております。厚生労働省関連分野におきましても、日本の成長を牽引するライフイノベーションを支える役割を担う医療関係企業や国民生活を地域で支える生活衛生業などが多く含まれているところでございます。日本の経済が成長を発展していくためには、我が国経済の基盤である中小企業がその担い手としての機能を今後とも果たしていくことができる状況をつくることが不可欠だと考えます。現下の急激な円高などで日本経済の低迷が続く中、雇用の確保、国民生活の安定という観点からも、現行の税制措置を見直すべきではないと考える次第です。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

・  
・  
・

○五十嵐財務副大臣

引き続き調査とまた議論もしていきたいと思っております。

それでは、そろそろ時間がオーバーしておりますので、この辺にさせていただきたいと思っております。残りの社会保険診療報酬の所得計算の特例措置に関する会計検査院からの意見表示に関しましては 15 日に先送りをさせていただきたいと思っておりますので、特に辻副大臣、大変申し訳ございませんが、よろしくお願い致します。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。次回は冒頭申し上げましたとおり、

御苦労ですが、明日まででございます。地方団体との意見交換及び団体ヒアリングを行います。

最後に、今後の政務折衝プロセスに関し、一言申し上げます。

前回の調査会でも申し上げましたが、今月中旬以降、改正要望に関する政務折衝プロセスを開始させていただきたいと考えております。前回申し上げましたけれども、本年は非常にタイトなスケジュールでございますので、政務折衝の対象項目は極力絞り込みをさせていただきたいと考えております。対象項目の選定につきましては、事務的に調整をさせていただきますので、政務の皆様におかれましても御協力をお願い申し上げます。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。なお、記者の皆様には申し上げますが、会見はこの後、この場所で行います。

本日は散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]